

説 明 書

1 業務の概要

(1) 委託業務名

生活科学センターリニューアル基本調査・基本計画・基本設計・詳細設計業務委託

(2) 委託箇所

埼玉県生活科学センター 展示フロア及び映像シアター※

※別途、建物の構造上や運営等の観点から、一体的に整備すべき箇所も含む。

埼玉県川口市上青木三丁目12番18号 SKIP シティA1街区2階

(3) 業務目的

生活科学センター(愛称:彩の国くらしプラザ)は、全国唯一の本格的な参加体験型消費者教育施設であり、消費者教育に係る専門家や学校現場等からも高い評価を受けている。川口市のSKIPシティにオープンしてから23年、展示フロアのリニューアルからも14年が経過し、設備等は老朽化、学習内容も時代に即さなくなったことから改修・更新や見直しが必要な状況となっている。

本業務は生活科学センターの展示フロアと映像シアターを対象として、リニューアルに必要な「基本調査」を行い、調査結果に基づき「基本計画」(基本方針、基本構想を含む)を策定する。さらに基本計画に基づき、「基本設計」、また次年度発注予定の工事に必要な「詳細設計」(設計図面及び資料等)を作成することを目的とする。検討に当たっては、XRデバイス(ARやVR)等の最新のデジタル技術を積極的に活用して教育効果と施設の魅力を高め、物理的な空間づくりやデザインにもこだわった展示施設となるよう進めるものとする。

(4) 委託業務内容

別添「特記仕様書」参照

(5) 履行期限

令和9年3月22日

(6) 委託上限額

55,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

(7) 成果品

別添「特記仕様書」参照

2 資格要件

(1) 令和7年度・8年度の埼玉県物品等競争入札参加者名簿(の大分類「催物等」、小分類「催物の企画・運営等関連業務」、「展示等関連業務」又は「その他催物関連業務」のいずれか)に登載された者であること。

(2) 会社の実績として、公示を開始した日から過去5年以内に、国、地方公共団体または民間が発注した展示面積500m²以上でXRデバイス(VR・AR等)などデジタル技術を効果的に活用した科学館・博物館等(商用を除く※)の新築またはリニューアルに関する設計委託業務に関する契約を締結し、履行していること。

※事業者向けではなく、広く国民・県民等一般の人を対象とした施設に限る。

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

① 地方自治法施行令第167条の4に該当する者

② 埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号)第104条において準用する同規則第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者

(4) 本件公示日以後に埼玉県建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている期間がないこと。

- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続開始決定がなされ、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。
- (6) 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者でないこと。
- (7) 本件の公示日から事業者選定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (8) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

3 選定基準

2の要件を満たしている者の中から次の評価項目・評価基準に基づき選定する。「評価の視点」に2段以上で記載されている場合、上段の方が配点が高い(但し4Bの(2)と(5)は、いずれの段も同じ配点とする)。

また、括弧書きが記載されている場合、括弧内の左側の方が配点が高い。

なお、今回のリニューアルは生活科学センター内の展示フロア及び映像シアターを対象としているが、これ以外に「建物の構造上」「効率的運営」等の観点から、一体的に整備すべき箇所や事項がある場合は、その合理的な理由を添えて指摘・提案することを妨げず、当提案は評価の対象とする(下記4(4)が該当)。但しこの提案は任意であり、発注者の指示によりこの部分を履行しない場合もある。

評価項目	評価事項	評価の視点	配点
1 会社の業務実績	(1)同種、同等業務の実績【件数】 (公示を開始した日から過去10年以内) ※デジタル技術の活用は問わない	・科学館・博物館等の新設、リニューアルに関する設計業務の受注(完遂)実績があるか(2件以上か、1件か) ・科学館・博物館等の新設、リニューアルに関する基本方針や構想等の策定業務の受注実績があるか(2件以上か、1件か)	3
	(2)同種、同等業務の実績【面積】 (公示を開始した日から過去10年以内) ※デジタル技術の活用は問わない	・科学館・博物館等の新設、リニューアルに関する基本方針や構想等の策定または設計業務の受注(完遂)実績があるか(1,000m ² 以上、700m ² 以上、500m ² 以上、300m ² 以上か)	3
	(3)同種、同等業務の実績【XRデバイスなどデジタル技術の効果的活用:件数】 (公示を開始した日から過去10年以内)	XR デバイス(VR・AR 等)などデジタル技術を効果的に活用した一般向け(商用を除く)かつ 200m ² 以上で公開期間が1か月を超える展示業務の受注(完遂)実績、または自社主催の同種・同規模・同期間の展示の実績があるか (3件以上か、2件か、1件か)	4

2業務責任者の業務実績	(1)同種、同等業務の実績【件数】 (公示を開始した日から過去10年以内)	・科学館・博物館等の新設、リニューアルに関する設計業務の受注(完遂)実績があるか(2件以上か、1件か) ・科学館・博物館等の新設、リニューアルに関する基本方針や構想等の策定業務の受注(完遂)実績があるか(2件以上か、1件か)	3
	(2)同種、同等業務の実績【面積】 (公示を開始した日から過去10年以内)	・科学館・博物館等の新設、リニューアルに関する基本方針や構想等の策定または設計業務の受注(完遂)実績があるか(1,000m ² 以上、700m ² 以上、500m ² 以上、300m ² 以上か)	3
	(3)同種、同等業務の実績【XRデバイス】 【件数】 (公示を開始した日から過去10年以内)	XR デバイス(VR・AR等)などデジタル技術を効果的に活用した一般向け(商用を除く)かつ200m ² 以上で公開期間が1か月を超える展示業務の受注(完遂)実績、または自社主催の同種・同規模・同期間の展示(完遂)の実績があるか (3件以上か、2件か、1件か)	4
3その他の実施体制	資格保持者の配置 (1)学芸員	・業務に学芸員資格保持者を配置しているか	3
	資格保持者の配置 (2)一級建築士	・業務に一級建築士資格保持者を配置しているか	3
	資格保持者の配置 (3)第一種電気工事士	・業務に第一種電気工事士を配置しているか	3
4技術提案の内容	A学習内容検討のベースとなる「こども等ニーズ調査」の提案 (基本調査関連) *「生活科学センターリニューアルに向けた主要情報」ほか参考資料を踏まえる。	(1)理解度・効果 ・提案内容は目的に即し、効果的な調査となっているか	5
		(2)実行性 ・調査実施に際し、提案の内容(手法や体制及びスケジュール等)で確実に実行できるか	5
	Bリニューアルイメージの提案 (基本計画関連) *「生活科学センターリニューアルに向けた主要情報」ほか	(1)理解度・妥当性 ・リニューアルの目的や効果への理解度が高く総体的に内容が妥当か	5

	か参考資料を踏まえる。	(2) 先進性(先進技術の活用) ・XRデバイス(AR、VR等)等の電子機器に関する十分な知見があり、活用する場合の効果や課題および導入時や運用にあたっての経済性を含めた留意点が具体的に把握できているか	5
		・提案の中でXRデバイス(AR、VR等)やその他のデジタル技術を効果的に活用しているか。 (学習効果、集客効果、その他の効果)	
		(3) 提案に(2)以外の新規性や独創性があるか (両方、いずれか)	5
		(4) 「対象(展示フロア及び映像シアター)と一体的に整備すべき箇所や事項」の提案について、説得力や顕著な費用対効果が認められるか	5
		(5) 安定性・継続性 ・長期間(10年以上)学習効果を維持・向上するための工夫があるか ・長期間(10年以上)施設の魅力を維持するための工夫があるか ・経営・運営上の効率性やコスト低減に向けた工夫があるか	10
	(1)~(5)を総合的に見て、 ・矛盾や無理がなく、根拠も示されており、信頼性が高いか。 ・目的に即した提案か。 ・実現性の高い提案か。	(6) 実現性 (1)~(5)を総合的に見て、 ・矛盾や無理がなく、根拠も示されており、信頼性が高いか。 ・目的に即した提案か ・実現性の高い提案か	5
	C 委託業務【基本調査・基本計画・基本設計・詳細設計】 業務の実施方針及び業務工程計画に対する提案	(1) 業務内容の理解度 ・目的、条件、内容の理解度が高く、業務実施方針の妥当性が高いか	5
		(2) 業務体制 ・基本調査・基本計画・基本設計・詳細設計について、適切に業務が実施される体制となっているか	10
		(3) 工程計画 ・特記仕様書等に記載した内容を基に、リニューアルを着実に行うために、必要な業務内容が想定され、実現可能な工程計画となっているか	6

	D A～C共通 説明力(解りやすさ)	提案内容の説明や資料が十分 であり、理解しやすいか	5
5参考見積	参考見積内訳書の妥当性	・参考見積内訳書の内容が妥当 か ・参考見積額が委託予定額以下 であるか	確認
	合 計		100

4 提出書類

(1) 参加意思表明書(様式 2)

(2) 会社概要(様式 3)

(3) 業務実績調書(様式 4)

(4) 技術提案書(様式 5) 表紙

～技術提案を求める具体的項目と書式～

次について、別添様式 5 と共に、以下各下段の【 】内の仕様・枚数で作成し、
県が参照可能な Word、PowerPoint、または PDF データで提出すること。

※別途追加資料等の提出があっても評価の対象とはしない。

- ① 学習内容検討のベースとなる「こども等ニーズ調査」の提案(基本調査関連)
【A3版横 5枚以内】
- ② リニューアルイメージの提案(基本計画関連)
【A3版横 10枚以内】
- ③ 委託業務(基本調査・基本計画・基本設計・詳細設計)の実施方針及び業務
工程計画に対する提案
【A3版横 4枚以内】

(5) 実施体制(様式 6)

(6) 参考見積書(様式 7)

※併せて算定根拠をわかりやすく示した内訳書を必ず添付

5 窓口・問い合わせ先

埼玉県消費生活支援センター

彩の国くらしプラザ再整備担当 相澤(あいざわ)・宇都野(うつの)

〒333-0844 川口市上青木3-12-18 SKIPシティA1街区2階

電話 048-261-0982(直通)

電子メール m4308777@pref.saitama.lg.jp(担当代表)

6 手続き

(1) 説明書に対する質問の受付期間及びその回答方法

① 受付期間 令和8年4月2日(木)午前10時から

令和8年4月8日(水)午後 4時まで

② 受付方法 様式 1 (質問回答書)により電子メールで提出すること。

質問書の題名、説明要求内容には、特定の企業名や個人名を
記入しないこと。

③ 回答方法 令和8年4月13日(月)午後4時までにホームページ上で掲示する。

参加者は、質問書の提出の有無にかかわらず、ホームページに掲載

する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で「参加意思
表明書」他提出書類一式を提出すること。なお、質問に対する回答
の全ての内容は、全ての参加者に適用する。

(2) 提案書等の提出について

ア 提出書類 上記4参照

イ 提出期間 令和8年4月14日(火)午前9時から
令和8年4月28日(火)午後4時まで

ウ 提出方法 電子メールにより提出すること。
(確認後、受付票を発行します)

7 技術提案書提出後の予定

(1) 一次選定の有無 無(参加資格の確認等は行う)

(2) 選考方法等

① 技術提案書提出期限後、一次選定として参加資格及び書類に不備がないかどうかの確認を行う(軽微なものを除き書類不備・不足も失格とする)。

② ①を満たした者にその旨の通知を行う。選考はプレゼンテーションによるものとし、案内は書面で通知する。

①を満たさない者にはその旨同じく書面で通知する。

③ 各通知は、原則電子メールにより通知する。

(3) 選考予定日

令和8年5月22日(金)

場所及び時間は、電子メールにより通知する。

(4) 選定結果通知方法

① 選考後、最適案を特定し、この技術提案書を提出した者に電子メールにより特定通知書を発行する。

② 選考を受けた者のうち、技術提案書が特定されなかった者に、電子メールにより非特定通知書を発行する。

③ 非特定通知書を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、書面により、非選定理由についての説明を求めることができる。

④ 非選定理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答する。

(5) プレゼンテーションによる提案説明方法

① 提出した技術提案書により説明する。また、選考当日に追加参考資料の配布は認めない。提出済資料の投影は可能(モニターは会場設置のものを利用。投影に必要なパソコン等は持ち込むこと)。

② 説明時間は、20分以内とし、その後質疑応答の時間を設ける。

③ 説明は、原則として業務責任者が行うものとする。

④ 選考開始前に説明者の所属を事務局が確認するため、社員証等を持参すること。

(6) その他

本業務の契約にあたっては、選定により特定された者と発注者が設定する予定価格を上限とする範囲内で見積徴取を実施した上で契約する。

8 その他

- (1) 契約書作成の要否 要
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
 - ① 言語 日本語
 - ② 通貨 日本円
- (3) 提出期限までに技術提案書が提出されなかった場合は、プレゼンテーションによる選考を受けることができない。
- (4) 技術提案書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。
- (5) 提出された技術提案書は返却しない。
- (6) 提出された技術提案書は、選定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (7) 提出期限以降における技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。また、技術提案書に記載した業務責任者は、原則として変更することはできない。
- (8) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、技術的に最適と考えられる者を変更することがある。
- (9) 参加者が1者の場合であっても、選定を行い、評価点が60点以上の場合は技術的な最適案とする。
- (10) 技術的に最適な者を特定後、業務を進めるうえでより良い内容とするため、発注者から提案を行い、特記仕様書の作成及び予定価格の設定に反映を行うことがある。
- (11) 履行確認について
発注者の指示により実施しない提案事項を除き、技術提案書にある事項はすべて履行の対象とする。
- (12) 技術提案書の虚偽記載について
 - ① 発注者は、契約締結前に、技術資料に虚偽の記載があると判明した場合は、虚偽記載とみなす。その技術資料を提出した者は失格とする。
 - ② 発注者は、契約締結後に、技術資料に虚偽の記載があると判明した場合は、虚偽記載とみなす。